

## ○事前募集で出された意見内容と区役所の対応・考え方(部会で未対応分)

	意見内容	区役所の対応・考え方
1. 大阪みなと中央病院移転後の築港地域住民の日常的な医療サービスについて		
①	<p>昨年12月5日の大阪市会都市経済委員会で、大阪みなと中央病院の昨年10月の外来患者数9,524人のうち、築港地域からは1,363人が受診していることが明らかにされました(延べ人数)。</p> <p>しかし、この9月以降、この方々は、弁天町の移転先の同病院まで通院するか、または、新たな病院を見つけなければなりません。病院跡地への医療機関の立地や送迎バスの実現は、地域住民にとって切実な問題です。引き続き病院や医療関係者などへの働きかけなどをお願いします。</p>	<p>大阪みなと中央病院移転後の築港地域における日常的な受診機会の確保について、港区役所では、大阪みなと中央病院に対して、病院跡地への医療機関の立地や送迎バスの運行などを要請してきておりますが、改めてご意見については同病院に対してお伝えいたしました。</p> <p>なお、送迎バスの運行については、同病院から、「行政等からの要請をうけ病院において検討をしてきましたが、バスの運行維持費用、管理費用といった費用面と今後の継続的な運用において、病院が送迎バスを運行させることは困難であるとの結論に至りました。」との返答を得ております。</p> <p>港区役所といたしましては、築港地域への医療機関立地に向けて、医師会や医療機関などに対してもリサーチや働きかけを続けてまいるとともに、医療機関の立地促進にもつながるよう、築港地区が住むひとや働くひとにとっても魅力のあるエリアとなるよう、まちづくりを進めてまいります。</p>
2. 大阪みなと中央病院の跡地利用について		
②	<p>移転したあとの病院の建物は、いつ撤去されるのか、アスベストや土壌汚染の問題はないのか、土地はいつ売却されるのか等々、築港地域では疑問や噂が飛び交っています。区役所に正式な情報が入り次第、広報でお知らせするようお願いします。</p> <p>また、2015年3月13日の大阪市会民生保健委員会(予算委員会)で、弁天町駅前の土地売却の随意契約が可能と判断した条件の一つに、「当該病院の移転後の跡地については、子育て層の流出や高齢化が著しい築港地域の今後のまちづくりのため、住宅用途を主目的とする条件を付して売却していただく旨、『独立行政法人地域医療機能推進機構』に了解していただいております」と市当局が答弁されています。</p> <p>土地の売却にあたっては、独立行政法人地域医療機能推進機構(機構)に「住宅用途を主目的とする条件を付して売却」という条件を守らせるため、大阪市長の同意や買受け人による転売、分割して転売すること等の禁止について機構と協定を交わして下さい。</p>	<p>現在の大阪みなと中央病院の解体工事については、工事計画が進捗すれば、時期を失せず、地域や区役所へ説明するなど、適切に対応されるよう、同病院に申し伝えました。</p> <p>また、同病院の用地が売却されるにあたり、「住宅用途を主目的とする条件を付して売却してまいります。」とした文書が、平成26年12月9日付けで、同病院の事業主体である独立行政法人地域医療機能推進機構理事長から大阪市長あてに提出されており、今後同機構が売却を進めるにあたり、この条件が履行されるよう引き続き要請してまいります。</p> <p>なお、同病院用地については、市が土地に対する権利を持っていないことから、今後行われる当該用地の売買等に関して、何らかの法的制約や責務等を負わせる協定・契約等を市と締結するよう、市が同機構に主張し、実現することには無理があると考えています。</p>